

商工会ニュースやはばサービス業部会限定No.2

【運輸事業運行支援緊急対策事業案内】

運輸事業者運行支援緊急対策費について

全国的な燃料価格高騰により、県内貨物自動車運送事業者における燃料コストの増加が深刻化しています。県では、この影響を受けている事業者の安全かつ安定した貨物輸送の維持・確保を図るため、燃料購入費の一部を支援する事業を令和4年7月11日から開始しています。

申請条件、補助内容は下記のとおりとなっておりますが、詳細につきましては（公社）岩手県トラック協会（019-637-2171）またはホームページ（iwatokyo.or.jp）でご確認ください。

【申請期間】

2022年7月11日（月）～8月19日（金）

【給付対象事業者】 ①～③全ての条件を満たす貨物運送事業者。

- ① 貨物自動車運送事業に必要な許可、または届出の全てを有し、県内で当該貨物自動車運送業を継続して営んでいる事業者。
- ② 県内に本社を置く事業者または県内に支店、営業所等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であること。
- ③ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。

【給付対象車両】 ①～②全ての条件を満たす車両

- ① 令和4年4月1日時点において、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等（貨物自動車を含む）。
- ② 東北運輸局岩手運輸支局に登録されている車両であること。
（「岩手」ナンバー、「盛岡」ナンバー、「平泉」ナンバー）

【支援金額】

交付申請のあった対象車両の数に23,000円を乗じた額。

例）申請対象車両10台 × 23,000円 = 230,000円

【申請書類】

（公社）岩手県トラック協会のホームページ（iwatokyo.or.jp）にてダウンロード、もしくは商工会窓口。

【申請方法】

（公社）岩手県トラック協会に直接提出もしくは郵送。

【問合せ先】

- 相談窓口：019-637-2171（受付時間：午前9時～午後5時）
※8月15日（月）、16日（火）、土日祝を除く
- ホームページ：iwatokyo.or.jp
- 住所：〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番1号
- 電話：019-637-2171